令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ募集要領

1 事業名

令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金

2 事業の目的

この補助金は、本県での事業化の可能性の高い、企業ニーズや大学等の研究シーズを 基にした産学官連携による共同研究を支援します。また、グリーン化、グローバル化、 デジタル化に資するテーマの支援を強化し、新しい産業や事業の創出を図り、ひいては 本県の産業振興につなげることを目的とします。

3 補助対象事業

事業の趣旨及び目的に沿った事業であり、次の要件を全て満たす産学官連携による共同研究を審査によって採択し、経費の一部を補助します。

- (1)「産・学」又は「産・学・官」で構成された共同研究組織が実施する共同研究であって、本県の産業振興に寄与することが期待できるもの。
- (2)企業ニーズや大学等の研究シーズに基づき、本県での事業化が期待できる研究開発のうち、次に掲げる事業区分(研究段階)に該当するもの。

①実用化研究型

実用化につなげる本格的な研究段階であって、おおむね3年以内に事業化研究への移行が見込めるもの。

②事業化研究型

実用化研究の成果等を事業化するための実証・評価等の段階であって、おおむね2年程度で事業化が見込めるもの。

- (3) 国、県又はその他の法人等の補助又は委託等の対象となっていないもの。
- (4) その他の補助要件等については、「高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金 交付要綱」に定めるとおり。

4 補助事業者の資格要件

補助事業者となる、共同研究組織及びその構成組織の資格要件は次のとおりです。

(1) 共同研究組織は「産・学」又は「産・学・官」により構成される必要があります。ア 「産」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する株式会社又は合同会社(以下「会社」という。)、事業協同組合、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会等、特定非営利活動促進法に基づく法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)の規定に基づき設立された社団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に基づき設立された社団法人(以下「民間企業等」という。)とします。いわゆる個人事業主(法人を設立せずに自ら事業を行っている個人)は含みません。

- イ 「学」とは、学校教育法に規定する大学(短期大学含む。)及び高等専門学校とします。
- ウ 「官」とは、都道府県又は国等の公的試験研究機関とします。
- (2) 共同研究組織は、次に掲げる全ての要件を満たさなければなりません。
 - ア 民間企業等は、高知県内に本社、支社、工場又は研究機関等を有し、かつ、 高知県内に当該補助事業を行うために必要な開発拠点を有していること。
 - イ 共同研究組織内の民間企業等の中から代表申請機関を決定すること。
 - ウ 代表申請機関は、当該補助事業の取組を主体的かつ積極的に実施すること。
 - エ 代表申請機関は、共同研究組織を代表し、補助事業に係る一切の事務(県との書類のやりとりや経理の管理等)を行うこと。また、補助事業の目的を達成するために必要な事項の調整や進行管理を主体的に行うこと。
 - オ 代表申請機関に所属する者の中から、当該事業を遂行する責任者「プロジェクトリーダー (PL)」を設定すること。
 - カ 共同申請機関は、当該補助金事業の手続き等に関する一切の権限を、代表申 請機関に委任し、それを証する書面を交付申請と同時に知事に提出すること。
 - キ 共同研究組織の構成組織は、当該補助事業に基づく個別の研究テーマを有し、 研究開発に取り組むこと。
 - ク ア以外の民間企業等は補助事業者とはなれないため、代表申請機関又は共同 申請機関の委託機関等として参加すること。
 - ケ 高知県の公的試験研究機関は補助事業者とはなれないため、代表申請機関又 は共同申請機関の委託機関等として参加すること。
 - コ 委託機関等の行為については、その発注者(共同研究組織の構成組織)が全 ての責任を負うこと。
 - ※ 公的試験研究機関の参加は必須要件ではありません。
 - ※ 高知県外の大学等が参加することを否定するものではありません。
 - ※ (1)のイに定義するもの以外の教育機関が参加することを否定するもので はありません。
- (3)代表申請機関又は共同申請機関となる民間企業等は、次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ア 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入 札参加資格停止措置を公募期間内に受けていないこと、又は同規程第2条第2 項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けてい ない者であること。
 - エ 本社(本店)及び営業所等(高知県内に限る。)が都道府県税を滞納してないこと。
 - オ 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - カ 県に対する税外未収金債権の滞納がないこと。

5 補助事業に関する情報の取り扱い

補助事業に関する情報は、開示することを前提とした情報を除いて、高知県情報公開条例第6条第1項第3号の規定に基づき開示しません。ただし、補助事業者と県が協議した上で、開示の合意に達した情報は開示します。また、県内の産学官連携による共同研究を推進するために必要と認められる場合は、県と関係機関による秘密保持契約を締結した上で、その範囲内において使用目的を限って事業計画書等の情報を共有することがあります。

6 補助金交付期間

10月1日又は交付決定の日のいずれか遅い日(以下「補助事業開始日」という。)から翌年度の9月30日まで

- ※補助事業の継続の申請を行う場合は、補助事業開始日から起算して次に掲げる期日 までを最長とします。なお、各年度の事業終了前に補助事業の遂行状況等を審査し た上で、引き続き補助金交付の対象とするかを決定します。
 - ①実用化研究型 3年後の日を含む年度の9月30日まで
 - ②事業化研究型 2年後の日を含む年度の9月30日まで

7 補助金交付限度額

- ①実用化研究型 15,000 千円 (2年目は同額、3年目は10,000 千円の予定です)
- ②事業化研究型 10,000 千円 (2年目も同額の予定です)
 - ※令和6年度の補助金交付限上限額は、上記とします。
 - ※下限額を設けていません。
 - ※予算の範囲内で補助金交付決定額を調整します。

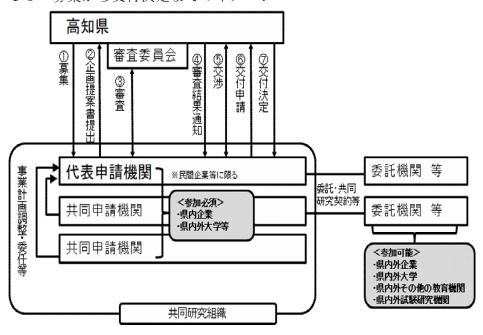
8 審査委員会の設置

別途定める「令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金審査委員会設置 要領」に基づき、審査委員会を設置します。

9 補助事業者の決定方法

- (1)提出された企画提案書等について、提案者によるプレゼンテーション及び質疑の 内容を審査する審査委員会を開催し、補助金交付の相手方となる候補者を決定しま す。審査は、「令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ 審査要領」にあらかじめ定めた審査基準に基づき公正に行います。
- (2) 県と補助金交付の相手方の候補者は、企画提案書等の内容をもとにして、補助事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときに、補助金交付の手続きに進みます。補助金交付に際して、企画提案書等の修正を条件とする場合があります。

10 募集から交付決定までのイメージ



- ②企画提案書は代表申請機関・全共同申請機関の連 名としてください。
- ③審査委員会への参加は、 代表申請機関は必須、共同 申請機関は任意です。
- ④審査結果は代表申請機 関に通知します。
- ⑤代表申請機関を窓口と して交渉を行います。
- ⑦共同研究組織(代表申請機関と全共同申請機関)が補助金交付の相手方(補助事業者)となります。ただし、書類のやりとりなどの事務は代表申請機関が担当します。

11 公募開始及び説明会

(1) 公募開始

公募開始は令和6年4月1日(月)からとします。

(2) 説明会

日時 : 令和6年4月15日(月)15:00から

開催方法 : オンライン (Zoom)

申込方法 :参加申込書(様式1)を電子メールにより提出して下さい

申込期限 : 令和6年4月12日(金)17時

12 質疑と回答

質疑は令和6年4月22日(月)17時まで電子メールで受け付けます(様式2)。 受け付けましたら、電子メールにてその旨通知しますので、通知がない場合はお問い 合わせください。質疑及び回答の内容はホームページに掲載します。

13 資格要件の確認

共同研究組織の内、民間企業等(4(1)の「産」に定義する組織)は、参加資格 を確認させていただきますので、以下の書類を代表申請機関で取りまとめて提出して ください。

(1) 提出書類及び提出部数等

様式番号	提出書類	説明	部数
3	資格審査申込書 (鑑)	代表申請機関が作成	1
4	資格審査申込書	機関ごとに作成	1
5	誓約書兼同意書	機関ごとに作成	1
		※高知県に対する税外未収金債務の滞納がないこ	
		とについての誓約書兼同意書を提出してくださ	
		V _o	
	資格審査確認書類 	aのみ、又はb及びc	1
		a 令和6~8年度高知県入札参加資格者名簿の	
		写し b 本社及び高知県内の営業所や事業所の都道府	
		b 本社及び高知県内の宮葉所や事業所の都道所	
		なお、税完納情報の提供に係る同意書(※4)	
		及び本人確認書類の写し(※5)でも代用可。	
		(※1)滞納がないことの証明書を提出してく	
		ださい。事業を開始したばかりで、課	
		税されていない場合も提出が必要で	
		す。	
		(※2)公募開始日以降に取得したものに限り ます。	
		(※3)滞納のない証明書が発行されない場合	
		は、直近事業年度の納税証明書を提出	
		してください。	
		(※4)税務課が別に定める「県税完納情報提	
		供事務処理要領」における第4号様	
		式。	
		(※5)法人代表者のマイナンバーカード、運	
		転免許証、健康保険証の写し等。	
		(※6)(※5) について、マイナンバーカー	
		ドは表面のコピーとしてください(裏 面はマイナンバーの表示があるため、	
		提出不要)。健康保険証の保険者番号	
		及び被保険者等記号・番号は、復元で	
		きない程度にマスキング処理を施す	
		等してください。	
		c 本社及び高知県内の営業所や事業所の消費税	
		及び地方消費税の納税証明書(写し可)	
		※公募開始日以降に取得したものに限ります。	
		※納税証明書の「その3」又は「その3の3」	
		を提出してください。「その1」及び「その2」	
		は不可です。	

(2) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

(3)提出期限

令和6年5月17日(金)17時 必着

(4) 提出先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課(担当者:西谷、樋口、西岡) 〒780-8515 高知市永国寺町6番28号 高知県産学官民連携センター「ココプラ」内

電話番号 088-823-9781

(5) 資格要件の確認

産業イノベーション課において、提出のあった資格審査確認書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、5月24日(金)までに代表申請機関に通知します。

(6) 無効または失格

共同研究組織内に資格要件を満たさない者があった場合、当該共同研究組織の企画 提案書は無効となります。

(7) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 資格審査申込書を提出した者のうち資格要件を満たさない者に対しては、満たさない旨及び満たさない理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から 起算して7日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

14 企画提案書の作成及び提出

別途定める「令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ企画 提案書作成要領」に定めるとおり。

15 審査

別途定める「令和6年度高知県産学官連携産業創出支援事業費補助金新規テーマ審査要領」に基づき実施します。

16 審査結果

審査結果は8月中旬頃に、全ての提案者に文書で通知します。なお、審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

【高知県情報公開条例】

https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj

17 日程

令和6年

4月 1日(月)募集開始4月 15日(月)説明会

4月22日(月)17時 質疑書提出締切(質疑事項の受付締切)

5月17日(金)17時 資格審査申込書及び資格要件の確認書類の提出締切

6月10日(月)17時 企画提案書提出締切

提出書類の確認

7月下旬頃 審査会(プレゼン審査)

8月中旬頃 審査結果通知

補助金交付に向けた調整・手続き

10月1日(予定) 補助事業開始

18 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

- (2)提出された書類は必要に応じて複写します(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)。
- (3)補助金交付の決定者から提出された企画提案書に記載された内容の内、開示を前提とした情報については、県のホームページ等により開示します。
- (4)補助金交付の決定者以外の企画提案書の内容については、提案者の承諾なしに開示することはありません。
- (5)(3)及び(4)に定めるものの他、提案者と県が協議した上で開示の合意に達した情報は開示します。高知県情報公開条例6条第1項第3号の規定に該当する情報は非開示となります。
- (6)産学官連携による共同研究を推進するために必要と認められる場合は、情報開示を行う相手先と県とで秘密保持契約を締結したうえで、契約の範囲内において情報を共有することがあります。

19 問合せ先

高知県産業振興推進部産業イノベーション課(担当者:西谷、樋口、西岡)

〒780-8515 高知市永国寺町6番28号

高知県産学官民連携センター「ココプラ」内

電話番号 : 088-823-9781 ファックス: 088-821-7112

E-Mail : 121701@ken.pref.kochi.lg.jp

20 その他

- ・企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- ・補助事業の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。
- ・審査により、提案時と異なる事業区分への変更を条件に補助金交付を行う場合があ ります。
- ・企画提案書の提出後に審査を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取り扱いをするものではありません。

- ・次の各号に該当する提案者は、失格になることがあります。
 - ア 提出書類に虚偽の内容や不備があった場合、又は指示した事項に違反した場合
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
 - ウ 審査委員、県職員又は当該募集及び審査の関係者に対して、当該募集及び審査 に関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - エ 当該募集及び審査の手続きの過程で「高知県の事務及び事業における暴力団の 排除に関する規程」第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当するこ とが判明した場合
- ・当該事業の募集開始後に県の組織や人事異動に伴う変更があった場合、関係書類の 提出先や問い合わせ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となります。